## 平成28年度第2回香川地方最低賃金審議会議事録

平成28年8月1日(月)

於:香川労働局第1会議室

出席者 公益側 東、泉川、柴田、髙塚、松浦

労働者側 白石、福家良、山、横山一

使用者側 田島、中川、濱田、福家正、森川

議 題 (1) 平成28年度地域別最低賃金額改定の目安伝達について

(2) 香川県冷凍調理食品製造業最低賃金ほか特定最低賃金改 正決定の有無について(諮問)

(3) その他

【賃金室長】 ただいまより第2回香川地方最低賃金審議会を開催いた します。

本日、議題としましては、平成28年度地域別最低賃金改定の目安伝達と、もう1つは、香川県の特定最低賃金改正決定の必要性の有無についての諮問を本審議会でさせていただきます。

ただいまから開催いたしますが、本日、十川委員が欠席されておりまして、出席者は14名で、最低賃金審議会令第5条第2項に定める定足数を満たしていることをまず御報告いたします。

まず、本日の資料の確認をお願いいたします。資料はそんなに多くありませんが、1つ目は、平成28年度地域別最低賃金改定の目安について(答申)。2つ目は、香川県特定最低賃金の改正決定を求める申出書の写しをつけております。よろしいでしょうか。内容に不備が特にございませんでしたら、松浦会長に議事の進行をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

【松浦会長】 それでは、ただいまから審議を開催いたします。

まず、議題(1)の平成28年度地域別最低賃金改定の目安伝達の件で ございますが、これは事務局で説明いただけますか。

【賃金室長】 それでは、資料1の答申文書を御覧いただけますでしょうか。ただいまより私が目安の答申について概略を説明いたします。

目安金額ですが、7月27日に中央最低賃金審議会(目安に関する小委員会)において、今年度の引き上げの目安額が全国加重平均で、昨年の18円を6円上回る24円という結果でまとめられたこと、またもう1つは、目安額を引上率に換算しますと3%以上であり、昨年の引上率2.3%に比べて非常に高い水準となっております。ランク別ではAランクが25円、Bランクが24円、Cランクが22円、Dランクが21円ということで示され、全都道府県で時間額20円を超える目安額となり、香川県はCランクで、生活保護水準と最低賃金額の乖離額が生じていませんので、22円ということになります。

具体的な答申内容ですが、中央最低賃金審議会会長、仁田道夫様から塩 崎恭久厚生労働大臣宛てに答申が出ております。

1つ目として、平成28年度の地域別最低賃金改定の目安について、まず意見の一致には至らなかったこと。

2つ目として、地方最低賃金審議会における審議に資するため、公益見解及び小委員会の報告を提示するということで、別紙1と別紙2のとおりつけられております。

3つ目として、地方最低賃金審議会の審議の結果を重大な関心をもって 見守ることとし、同審議会において、別紙1の2に示されている公益見解 を十分参酌され、自主性を発揮されることを強く希望するということで、 公益見解とは、別紙1のところに書かれておりますが、目安小委員会は今 年度の目安審議に当たって、平成23年2月10日に中央最低賃金審議会 において了承された中央最低賃金審議会(目安制度のあり方に関する全員 協議会)報告の4-(2)で合意された今後の目安審議のあり方を踏まえ、 特に地方最低賃金審議会における合理的な自主性発揮が確保できるよう整 備充実に努めてきた資料をもとにするとともに、ニッポン一億総活躍プラ ン(平成28年6月2日閣議決定)、経済財政運営等改革の基本方針2016(同日閣議決定)、日本再興戦略2016(同日閣議決定)に範囲した調査審議が求められることに特段の配慮をした上で、地域別最低賃金の最高額に対する最低額の比率が低下したこと、影響率が高まる傾向にあることなど、諸般の事情を総合的に勘案して審議してきたところである。目安小委員会の公益委員としては、地方最低賃金審議会においては、地域別最低賃金の審議に際し、目安を十分に参酌することを強く期待するというふうに書かれております。

4つ目として、ここは、政府において、中小企業・小規模事業者の生産 性向上等のための支援や、取引条件の改善等に引き続き取り組むことを強 く要望する。

最後に、5つ目として、行政機関が民間企業に業務委託を行っている場合に、年度途中の最低賃金額改定によって当該業務委託先における最低賃金の履行確保に支障が生じることがないよう、発注時における特段の配慮をお願いすることということが答申の中に書かれております。

また、参考ですが、併せて同時に発表されました小委員会委員長のコメントの補足説明があります。資料をつけておりませんが、簡単に御紹介をさせていただきます。

本年度の地域別最低賃金改定の引上額の目安を示すに当たっては、従来の考え方に沿って、最低賃金法第9条第2項に規定する労働者の生計費、賃金及び通常の事業の賃金支払能力の3要素に関し、統計資料などに基づき検討を行いました。

審議の中では、各種統計データなどに基づく調査審議を基本とし、賃金 改定状況調査の第4表を最大限重視すべきであるとの意見や、引上額の議 論だけではなく、最低生活賃金として賃金の絶対水準を重視した議論をす べきであるとの意見がありました。

公益委員の見解を取りまとめるに当たっては、非正規雇用の増加傾向、 正規雇用労働者と非正規雇用労働者の賃金格差といった状況も踏まえて、 ニッポン一億総活躍プランなどが取りまとめられ、これらに配意した調査 審議が求められたことについては、最低賃金法第1条の「賃金の低廉な労 働者の労働条件の改善を図る」という法目的に鑑みると、何らかの対処を することが必要であると考え、こうした観点から審議を行ったものです。

また、本年度の目安金額が、従来と比較して高い水準にあることも踏ま え、今後、中央最低賃金審議会において、最低賃金の引き上げが及ぼす影響について慎重に検討していく必要があると考えます。

最後に、各地方最低賃金審議会においては、これらの内容も踏まえて、 本年度の地域別最低賃金の審議が行われることを期待しますとあります。 以上、簡単ですが、概要について御説明いたしました。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

香川県としてはCランクで、目安額の引上額が22円となっておりますので、今の説明で、何か御質問、御意見等ございますか。よろしいですか。

(各委員から「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、議題(2)に入りたいと思いますが、議題(2)は、香川県冷凍調理食品製造業等の特定最低賃金改正決定の必要性の有無についてでありますが、これも事務局から御説明いただけますか。

【賃金室長】 香川県内の4つの特定最低賃金について、資料のとおり 改正の申し出がありました。資料につけております4つの申出書がござい ます。ページにしますと、7ページから後になります。いずれもそれぞれ の最低賃金の適用を受ける労働者の概ね3分の1以上の者の合意により行 われており、他の申出要件も満たしておりますので受理いたしました。

今回の申し出は、4業種とも公正競争ケースで、金額の改正でございます。つきましては、4つの特定最低賃金について、香川労働局長から香川地方最低賃金審議会会長宛て改正決定の必要性の有無についての諮問をさせていただきます。

局長、よろしくお願いします。

(局長から会長へ諮問文を手交)

【松浦会長】 今、手渡していただきましたが、写しを各委員の皆様方に配付していただけますか。

(事務局から諮問文(写)配付)

【松浦会長】 それでは、委員の皆様方に行き渡ったと思いますので、

事務局で読み上げていただけますでしょうか。どうぞ、読み上げていただけますか。

【賃金指導官】 私から読み上げさせていただきます。

香労発基0801第1号 平成28年8月1日

香川地方最低賃金審議会会長 松浦明治殿

香川労働局長 辻知之

香川県船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金の改正決定の必要性の 有無について(諮問)

平成28年7月1日付をもって、申出者川崎重工労働組合坂出支部執行委員長、安部員正、JAMマキタ労働組合執行委員長、大嶋義浩から、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり香川県船舶製造・修理業,舶用機関製造業最低賃金(平成20年香川労働局最低賃金公示第2号)の改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

香労発基0801第2号 平成28年8月1日

香川地方最低賃金審議会会長 松浦明治殿

香川労働局長 辻知之

香川県冷凍調理食品製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について (諮問)

平成28年7月20日付をもって、申出代表者UAゼンセン香川県支部支部長、山健二及びフード連合四国地区協議会事務局長、林泰宏から、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり香川県冷凍調理食品製造業最低賃金(平成20年香川労働局最低賃金公示第3号)の改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

香労発基0801第3号 平成28年8月1日

香川地方最低賃金審議会会長 松浦明治殿

香川労働局長 辻知之

香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃

金の改正決定の必要性の有無について (諮問)

平成28年7月19日付をもって、申出代表者タダノ労働組合執行委員長、十川淳二から、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり香川県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金(平成20年香川労働局最低賃金公示第5号)の改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

香労発基0801第4号 平成28年8月1日

香川地方最低賃金審議会会長 松浦明治殿

香川労働局長 辻知之

香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器 具製造業最低賃金の改正決定の必要性の有無について(諮問)

平成28年7月14日付をもって、申出者電機連合東四国地方協議会事務局長、横山一男、三菱電機労働組合丸亀支部執行委員長、西川啓二から、最低賃金法(昭和34年法律第137号)第15条第1項の規定に基づき、別添のとおり香川県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金(平成20年香川労働局最低賃金公示第4号)の改正決定に関する申し出があったので、同法第21条の規定により、その必要性の有無について貴会の意見を求める。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

ただいま局長のほうから4件の諮問がございましたが、何か御質問等ご ざいますか。特によろしいですか。

では、山委員、どうぞ。

【山委員】 先ほどの配られている会議次第の7ページに、冷食最賃の申出書の写しをつけさせていただいております。そちらの関係でもありますので、一言、申し上げたいと思います。まず、これまでUAゼンセンの単独申請でありましたところを、今回はフード連合四国地区協議会の林事務局長名と連盟とさせていただいております。これの意味するところは、次の8ページ下段のところ、6.添付資料の(5)でございますけれど、今期より新しく申請者として合意形成は機関決議でございますが、味の素冷

凍食品労働組合の西日本支部の91名の組合員の機関決議が整いましたので、初めてになりますフード連合さんの味の素さんの組合員からの申し出も追加をされていますということをぜひ皆様方で御理解いただければということで、補足の説明でございます。

以上です。

【松浦会長】 どうもありがとうございました。

その他、特にございますか。

【福家正一委員】 よろしいですか。

【松浦会長】 どうぞ。

【福家正一委員】 これに関連して、今まで、冷食、人数がわりと小規模であるという感覚でしたが、これによって少し広がり、厚みを持ったという解釈でよろしいですか。

【山委員】 結構でございます。

【松浦会長】 かなり増えたのですか。

【山委員】 そうですね。おおよそ3分の1をきちんと超過をする人数の申し出となりましたので、そのあたりの御了解、御理解いただければと思っております。

【松浦会長】 ありがとうございました。他にも特段ございませんか。

(各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、この4つの特定最低賃金の改正決定の必要性 の有無についての諮問を受けることとさせていただきます。

この審議につきましては、審議の進め方の取り決めがございまして、運営小委員会に付託するということになっておりますので、確認させていただきますが、それでよろしいでしょうか。

(各委員より「はい」の声あり)

【松浦会長】 それでは、運営小委員会のほうに付託させていただきます。

これまでのところで何か御質問、御意見等ございますでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、一応議題(1)、(2) は終わりました。(3) その他、何かございますか。

【賃金室長】 次回の日程をよろしいですか。

【松浦会長】 はい。

【賃金室長】 8月4日の午後3時から、ここ第1会議室におきまして第3回の本審を開きます。そのときには、県最低賃金の専門部会で審議結果が全会一致になった上で、6条5項適用の手続がされておりましたら、答申の報告という形で御報告させていただきます。それから、万が一、もし決議にならずに全会一致手続にならない場合は、そのときの8月4日の本審で採決ということになりますので、そのときはまたよろしくお願いいたします。

それから、8月4日に答申ということになりますと、8月22日に異議申立てがあれば、異議審が開かれる予定となります。異議申立てがあるかどうかはわかりませんが、一応、22日の午前中、あれば午前10時から開催しますので、委員の皆様、その予定を恐れ入りますが入れておいていただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

以上です。

【松浦会長】 ありがとうございました。

今、説明いただきましたが、何か質問等ございますか。よろしいですか。 (各委員より「なし」の声あり)

【松浦会長】 それでは、これをもちまして第2回の香川地方最低賃金 審議会を閉会といたします。どうも暑い中、御苦労さまでございました。 ありがとうございました。

一 了 —